

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置づけられたことに伴い、国及び県の感染症対策も緩和されることになった。

県議会における感染症対策は、議会災害等対策会議で定めた「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」により行っているところであるが、県執行機関の対応等を踏まえ、議会災害等対策会議が開催されるまでの暫定措置として、県議会においては次のとおり対応することとしたい。

「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」の暫定措置(案)

項目	県執行機関の対応	県議会における暫定措置(案)
<p>2 アクリル板等による遮蔽措置</p> <p>【現行措置】 議場の演壇や傍聴受付等、飛沫防止の効果が期待できる場所に、必要に応じ、アクリル板等による遮蔽措置を講じる。</p>	<p>○ 十分な換気や人との距離が確保されていれば設置の必要はない。</p> <p>※ 飛沫を物理的に遮断するものとして窓口に設置することは一定の効果がある(設置する場合は、空気の流通の妨げとならないようにするなど換気に留意する。)</p>	<p>○ 議場内のアクリル板は撤去する。</p> <p>○ 傍聴受付のアクリル板は当面設置する。 (近距離で対面での対応を行うことになるため。)</p>
<p>4 3密(密閉・密集・密接)の回避に向けた取組</p> <p>(1) 換気の徹底</p> <p>【現行措置】 議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。</p>	<p>○ 引き続き換気に留意する。(エアロゾル対策として重要)</p>	<p>○ 引き続き議場その他の議会会議室の換気を行う。 (引き続き、議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。)</p>
<p>(その他の措置)</p> <p>○ 議場演台の消毒</p> <p>○ 議場その他の議会会議室の入口の消毒液の設置</p> <p>○ 議員が感染した際の記者発表</p>	<p>○ (職場内消毒について) コロナ感染防止のための消毒は不要。</p> <p>○ 一律廃止とはしない。 (来庁者に手指消毒や検温の機会を提供することで健康管理意識の向上にもつながるため、引き続き設置することは有効と思われる。)</p>	<p>○ 議場演台の消毒は行わない。</p> <p>○ 引き続き議場その他の議会会議室の入口の消毒液を設置する。</p> <p>○ 記者発表は行わない。</p>

○ 議員控室における対応は、各会派の判断による。

○ 議会災害等対策会議の構成員が確定後、速やかに議会災害等対策会議を開催し、「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」の今後の取扱いについて協議することとする。

県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について

令和2年4月10日策定
令和2年5月15日改正
令和2年6月4日改正
令和2年8月31日改正
令和2年9月24日改正
令和3年2月4日改正
令和4年6月7日改正
令和5年3月10日改正

県議会は、新型コロナウイルス感染症に関し、感染防止対策を講じつつ、充実した議会審議を行うため、当面の間、次の取組を実施する。

1 マスクの着用

会議（委員会等を含む。）におけるマスクの着用については、議員の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとする。

なお、議員控室や議会が管理する執務室等（以下「議員控室等」という。）においても同様とする。

2 アクリル板等による遮蔽措置

議場の演壇や傍聴受付等、飛沫感染防止の効果が期待できる場所に、必要に応じ、アクリル板等による遮蔽措置を講じる。

3 来訪者への対応

議員控室等においては、来訪者（県職員を除く。以下同じ。）に、手指消毒の実施及び体温測定について、協力を依頼する。

また、マスクの着用については、来訪者の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとする。

4 3密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組

(1) 換気の徹底

議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。

(2) 出席者の縮減

本会議及び委員会については、感染状況等を考慮し、必要がある場合は、議会審議に支障が生じない範囲で出席者を縮減する。

(3) 執務スペース等の確保への協力

執行機関に貸し出す委員会室の対象を、全委員会室、議会大会議室及び議会応接室とし、執行機関の過密な執務環境の緩和や感染防止対策用スペースの確保に協力する。

新型コロナウイルス感染症対策本部の運営等、執行機関が感染拡大防止等の対策を講じるにあたり、人的支援の要請があった場合は、可能な限り協力する。

5 県民意見等の聴取と情報発信

新型コロナウイルス感染症に関する県民意見等を聴取するため、専用のメールフォームを引き続き設置する。頂いた意見等は、議会クラウドに保存して議員の閲覧に供し、議会審議に役立てる。

また、動画配信を含め、感染拡大防止に関する県議会としての取組を情報発信する。

6 状況を踏まえた議会日程の調整

感染状況を注視し、議会運営委員会において、必要に応じて議会日程を調整する。

7 委員会の調査等

国外及び県外に係る県政調査並びに議会友好代表団は、団長会において協議する。

また、委員会の県内、県外及び海外調査については、正副委員長会において協議する。

8 その他

状況に応じ、改めて議会災害等対策会議を開催し、県議会としての対応を協議する。